

令和6年 8月 7日

請負事業者の皆様

京都市上下水道局

監理課監理検査担当課長

京都市上下水道局における週休2日工事の取扱いについて

京都市上下水道局では、建設業における働き方改革を推進し、地域の守り手である市内建設業者の健全な発展を促進するため、令和2年度に「京都市上下水道局週休2日モデル工事試行要領」を制定し運用してきましたが、令和6年4月より建設業への時間外労働の上限規制が適用されたことに伴い、改めて京都市上下水道局における週休2日工事の取扱いについて規定する「京都市上下水道局週休2日工事实施要領（以下「実施要領」という。）」を下記の通り制定します。

今後の週休2日工事の取扱いについては、実施要領に基づき運用しますので、京都市上下水道局発注工事の請負事業者の皆様も、御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 制定する実施要領について

下記の2種類の実施要領を制定します。京都市上下水道局が発注する工事内容に対応した実施要領を適用します。

- (1) 京都市上下水道局週休2日工事（水道工事）実施要領【添付1】
- (2) 京都市上下水道局週休2日工事（下水道工事・路面復旧工事）実施要領【添付2】

2 要領の公表について

実施要領については、京都市上下水道局ホームページに掲載予定です。

以上

京都市上下水道局週休 2 日工事（水道工事）実施要領

制定 令和 6 年 8 月 1 1 日

1 目的

本要領は、「京都市上下水道局週休 2 日工事（水道工事）」の実施に関する事項を定めることにより、建設業の働き方改革の推進、将来の公共工事の品質確保の促進を図るものである。

2 用語の定義

- (1) 「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 「工事着手日」とは、「工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手」した日とする。
- (4) 「工事完成日」とは、「土木工事共通仕様書（京都市上下水道局）」に基づく「工事完成通知書」を提出した日とする。
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して、対象工事全ての現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (6) 「4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。
- (7) 「4 週 7 休以上、4 週 8 休未満」とは、現場閉所率が、25.0%(7 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。
- (8) 「4 週 6 休以上、4 週 7 休未満」とは、現場閉所率が、21.4%(6 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。
- (9) 上記の(6)から(8)においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (10) 各工事における現場閉所率の算定は、以下のとおり行うものとする。ただし、以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下 2 桁目を切り捨てた、小数点以下 1 桁目までの値とする。

$$\text{＜現場閉所率（％）＝（現場閉所日数÷対象期間日数）×100＞}$$

3 発注方式

次の方式を基本とする。

発注者指定方式

発注者が、週休 2 日に取り組むことを指定する方式。

4 積算方法等

補正方法

発注者指定方式

入札公告等において週休 2 日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から 4 週 8 休以上の達成を前提として、表 1 のとおり、補正係数を各経費に乗じるものとする。

ただし、契約後、4 週 8 休の現場閉所が達成できない場合は、現場閉所の達成状況に応じて、表 1 のとおり、各経費を補正し、適切に請負代金額を変更するものとする。

なお、水道施設整備費に係る歩掛表（水道事業実務必携）以外の積算基準により計上する費用がある場合は、当該積算基準における補正係数を適用する。

表1 京都市上下水道局週休2日工事（水道工事）における補正係数

	【4週8休以上】	【4週7休以上、 4週8休未満】	【4週6休以上、 4週7休未満】
労務費（注1、2）	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）（注3）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

注1 市場単価の補正係数は適用する積算基準による。

注2 土木工事標準単価は週休2日補正した単価を使用すること。

注3 仮設材は補正の対象としない。

注4 上表全ての項目について、工場製作に係る費用及び工事に計上する業務委託料（測量、地質調査及び設計業務等）は補正の対象としない。

5 工事成績評定

対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で表2のとおり加点を行う。（4週8休以上を達成できなかった場合においては、加点は行わないものとする。）

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、京都市上下水道局工事成績評定要領の工事成績採点表（第1号様式）における考査項目「7 法令順守等」の「8 その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

表2 京都市上下水道局週休2日工事（水道工事）における工事成績評定の評価

（単位：点/100点満点）

採点者	考査項目	4週8休以上
担当監督員	工程管理 （注1）	0.8
主任監督員		0.8
総括監督員		0.4
主任監督員	創意工夫	1.2
合計		3.2

注1 「a」評価となった場合。4週8休以上を達成した場合、原則「a」評価とする。ただし、他の事項で著しく評価する内容が確認される場合は「a」評価としないことができる。

6 対象工事

原則、上下水道局が発注・監督する全ての水道工事を対象とする。ただし、工事の特性により週休2日に馴染まない下記の工事等については、原則、対象外とする。

- ・単価契約の工事
- ・緊急工事、災害復旧工事、維持工事、工期等に制約がある工事
- ・全体工期に占める実作業日数の割合が極めて小さい工事
- ・設備工事
- ・配水管布設替えに伴う連絡替工事
- ・補助配水管整備工事

また、対象工事は、設計書の基準適用年月が令和6年8月以降の工事とし、基準適用年月が令和6年7月以前の工事については、京都市上下水道局週休2日モデル工事試行要領を適用

するものとする。

7 工期

- (1) 発注者は、工期設定に当たり、国土交通省における「工事着手準備期間・後片付け期間の見直し」等に関する取組内容を参考にすること。
- (2) 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上の水準を確保できないことを理由とする工期延期は例外なく認めない。

8 留意事項

- (1) 受発注者は、4週8休以上の達成に当たって、1週2休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。
- (2) 受注者は、共通仕様書に基づいて契約後速やかに提出する「施工計画書」において、現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上の水準を確保するための取組及び予定を明記すること。
- (3) 受注者は「工事履行報告書」、「工事月報」等において、「当該月の現場閉所日」及び「工事着手日から当該月末日までの期間の累積の現場閉所率」等を明記すること。
- (4) 発注者は、毎月、「工事履行報告書」、「工事月報」等における記載により、現場閉所の確認を行うこと。
- (5) 日付を跨ぐ夜間工事を行った場合、夜間工事を開始した日付を現場開所日、夜間工事を終了した日付は現場閉所日として取り扱うこととする（ただし、夜間工事の開始日及び終了日のいずれの日中に現場を開所していない場合に限る。）。
- (6) 随意契約方式により別工事の追加工事として発注する場合、週休2日の適用については、原則、現工事の週休2日の実施内容と合わせるものとする。この場合、追加工事期間内の閉所日は現工事及び追加工事ともに閉所された状態とする。
なお、追加工事の完成時に週休2日を達成できない場合には、追加工事の補正係数を状況に合わせて変更し、適切に請負代金額を変更すること。

京都市上下水道局週休 2 日工事（下水道工事・路面復旧工事）実施要領

制定 令和 6 年 8 月 1 1 日

1 目的

本要領は、「京都市上下水道局週休 2 日工事（下水道工事・路面復旧工事）」の実施に関する事項を定めることにより、建設業の働き方改革の推進、将来の公共工事の品質確保の促進を図るものである。

2 用語の定義

- (1) 「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (4) 「工事着手日」とは、「工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手」した日とする。
- (5) 「工事完成日」とは、「土木工事共通仕様書（京都市上下水道局）」に基づく「工事完成通知書」を提出した日とする。
- (6) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して対象工事全ての現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (7) 「月単位の 4 週 8 休」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
- (8) 「通期の 4 週 8 休」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8 日/28 日)の水準の状態をいう。
- (9) 上記の(7)(8)においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (10) 各工事における現場閉所率の算定は、以下のとおり行うものとする。ただし、以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下 2 桁目を切り捨てた、小数点以下 1 桁目までの値とする。

$$< \text{現場閉所率}(\%) = (\text{現場閉所日数} \div \text{対象期間日数}) \times 100 >$$

3 発注方式

次の方式を基本とする。

- (1) 「通期の週休 2 日」については発注者指定方式とし、通期の週休 2 日に取り組むことを必須とする。
- (2) 「月単位の週休 2 日」については受注者希望方式とし、受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで取り組む。

4 積算方法等

(1) 補正係数

週休 2 日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、表 1 のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

なお、土木工事標準積算基準書（京都市建設局）以外の積算基準により計上する費用がある場合は、当該積算基準における補正係数を適用する（例：下水道用設計標準歩掛表第 1 巻における下水道工事市場単価の補正係数）。

表 1 京都市上下水道局週休 2 日工事（下水道工事・路面復旧工事）における補正係数

	通期の週休 2 日適用工事 （4 週 8 休以上）	月単位の週休 2 日適用工事 （4 週 8 休以上）
労務費（注 1、2）	1.02	1.04
機械経費（賃料）（注 3）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.05

注 1 市場単価の補正係数は適用する積算基準による。

注 2 土木工事標準単価は週休 2 日補正した単価を使用すること。

注 3 仮設材は補正の対象としない。

注 4 上表全ての項目について、工場製作に係る費用及び工事に計上する業務委託料（測量、地質調査及び設計業務等）は補正の対象としない。

(2) 補正方法

入札公告等において、「通期の週休 2 日」に取り組む旨、また、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日の取組について協議することを明記する。

なお、当初の予定価格の各経費の補正に当たり、通期の週休 2 日適用工事の補正とするか、月単位の週休 2 日適用工事の補正とするかについては、工事特性に応じて工事毎に定める。（通期の 4 週 8 休以上の達成を前提とするが、月単位の 4 週 8 休以上の達成を前提とするか否かについては、工事特性に応じて工事毎に定める。）

ア 予定価格の各経費補正に当たり通期の週休 2 日適用工事とする場合

工事着手前の協議において受注者が月単位の週休 2 日の取組を希望したものについては、現場閉所の達成状況を確認後、全ての月で 4 週 8 休以上を達成した場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更し、適切に請負代金額を変更するものとする。ただし、工事着手前の協議において受注者が月単位の週休 2 日の取組を希望しなかったものについては、月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合であっても補正係数は変更しない。

通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

イ 予定価格の各経費補正に当たり月単位の週休 2 日適用工事とする場合

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たない場合及び工事着手前の協議において受注者が月単位の週休 2 日の取組を希望しなかったものは、通期の週休 2 日の補正係数に変更し、適切に請負代金額を変更するものとする。

通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数も除した変更を行うものとする。

なお、工事着手前の協議において受注者が月単位の週休 2 日の取組を希望しなかったものについては、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、通期の週休 2 日の補正係数への変更を行うものとする。また、この場合、月単位の 4 週 8 休以上を達成した

場合であっても、再度月単位の週休2日の補正係数への変更は行わない。

5 工事成績評価

対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、工事成績評価の「工程管理」及び「創意工夫」で表2のとおり加点を行う。（通期の4週8休以上を達成できなかった場合においては、加点は行わない。）月単位の週休2日に関する点数の増減の措置は行わない。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、京都市上下水道局工事成績評価要領の工事成績採点表（第1号様式）における考査項目「7 法令順守等」の「8 その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

表2 京都市上下水道局週休2日工事（下水道工事・路面復旧工事）における
工事成績評価の評価（単位：点/100点満点）

採点者	考査項目	通期の週休2日（4週8休以上）
担当監督員	工程管理 （注1）	0.8
主任監督員		0.8
総括監督員		0.4
主任監督員	創意工夫	1.2
合計		3.2

注1 「a」評価となった場合。通期の4週8休以上を達成した場合、原則「a」評価とする。ただし、他の事項で著しく評価する内容が確認される場合は「a」評価としないことができる。

6 対象工事

原則、上下水道局が発注・監督する全ての下水道工事、路面復旧工事及び土木工事標準積算基準書（京都市建設局）を適用する工事を対象とする。ただし、工事の特性により週休2日に馴染まない下記の工事等については、原則、対象外とする。

- ・単価契約の工事
- ・緊急工事、災害復旧工事、維持工事、工期等に制約がある工事
- ・全体工期に占める実作業日数の割合が極めて小さい工事
- ・設備工事

また、対象工事は、設計書の基準適用年月が令和6年8月以降の工事とし、基準適用年月が令和6年7月以前の工事については、京都市上下水道局週休2日モデル工事試行要領を適用するものとする。

7 工期

- (1) 発注者は、工期設定に当たり、国土交通省における「工事着手準備期間・後片付け期間の見直し」等に関する取組内容を参考にすること。
- (2) 現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の水準を確保できないことを理由とする工期延期は例外なく認めない。

8 留意事項

- (1) 受発注者は、4週8休以上の達成に当たって、1週2休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。
- (2) 受注者は、共通仕様書に基づいて契約後速やかに提出する「施工計画書」において、現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の水準を確保するための取組及び予定を明記すること。
- (3) 受注者は「工事履行報告書」、「工事月報」等において、「当該月の現場閉所日」、「当該月の現場閉所率」及び「工事着手日から当該月末日までの期間の累積の現場閉所率」等を明記

すること。

- (4) 発注者は、毎月、「工事履行報告書」、「工事月報」等における記載により、現場閉所の確認を行うこと。
- (5) 日付を跨ぐ夜間工事を行った場合、夜間工事を開始した日付を現場開所日、夜間工事を終了した日付は現場閉所日として取り扱うこととする（ただし、夜間工事の開始日及び終了日のいずれの日中に現場を開所していない場合に限る。）。
- (6) 随意契約方式により別工事の追加工事として発注する場合、週休2日の適用については、原則、現工事の週休2日の実施内容と合わせるものとする。この場合、追加工事期間内の閉所日は現工事及び追加工事ともに閉所された状態とする。

現工事と追加工事は契約が別であるため、経費調整にあたっては、土木工事標準積算基準書（共通編Ⅰ編第4章、参考資料第Ⅰ編第4章）に準拠すること。なお、追加工事の完成時に週休2日を達成できない場合には、追加工事の補正係数を状況に合わせて変更し、適切に請負代金額を変更すること。